

「京都2」へ続く、2013年以降の次期枠組みに関する議論

～ 議定書見直し、先進国の更なる削減に関する各国の意見について～

1. 京都議定書の見直し(議定書第9条)

京都議定書の9条には、議定書の第2回会合(COP/MOP2)で、第1回目の議定書の見直しを開始しなければならないと定められている。昨年カナダで行われたCOP/MOP1では、次期枠組みの議論を早期に開始するために「モントリオール行動計画」が採択された。それを受け、COP/MOP2で迅速に議定書の見直し作業が進められるように、関連情報や、どのように一番よい形で見直し作業を実施するかについて2006年9月1日まで各国が意見を提出することになった。

今回意見を提出したのは、ブラジル、中国、フィンランド(EU代表)、アイスランド、日本、マレーシア、ニュージーランド、ノルウェー、ウズベキスタン、ベネズエラ、南アフリカ、カナダの12カ国。非附属書国(いわゆる途上国)は、うち5カ国。他にも、NGOの気候行動ネットワーク(CAN)が意見提出をしている。

今回の会議では、具体的な見直し作業に入るのではなく、そのための段取りとして見直し作業に関する「交渉プロセス」の合意が目指されることになる。具体的には、見直しの範囲(参加国を広げること前提とするか)、どのような場で検討するかという検討プロセス、議定書3条9項の特別作業部会(AWG)や条約のもとの対話といった他のプロセスとの関係をどうするかということについて検討されるであろう。

1. 各国意見

各国の意見を 見直し範囲、 議定書9条の検討プロセス、 他のプロセスとの関係で整理し、別紙1にまとめた。

見直しの範囲について

EU、日本、ニュージーランドをはじめ先進国は、次期枠組みでは一部の途上国がなんらかの義務を負うことを念頭に置いた議定書の附属書Bの改正、削減義務の種類、約束期間など検討をカバーする議定書全体の見直しを提案してきている。一方、中国は、さらなる排出削減や技術移転・資金供与など先進国の義務に関わるものに限定した見直しを提案。マレーシアやベネズエラも、先進国の義務の実施状況を判断する材料として国別報告書の検討を要請するなど、見直しでは、先進国の義務に関わるものの検討を提案している。

また、南アフリカは、IPCC第4次評価報告書(AR4)など、新しい科学的、技術的、社会経済的な情報が来年以降発表されるという事実を踏まえ、第1回目の見直しの範囲を

1) 適応策の拡大、2) 特に議定書 10 条(c)へ言及した形での、技術へのアクセス、その移転に対する障害への取り組み、そして、3) 炭素市場と関連する柔軟性メカニズムの設計要素の改善に絞るべきであると提案。さらに、途上国が特に関心をよせる京都議定書の構造の見直しとして、1) 約束期間の長さ、2) 排出部門と排出源、3) プロジェクトベースのクリーン開発メカニズム(CDM)とプログラム、それに対する代替案としての部門別 CDM の可能性、4) より大規模な技術移転を促す修正、5) たとえば、CDM の収益の一部を課徴金とすることを共同実施(JI)や排出量取引にも拡大するということを検討するによって、適応のための資金の流れをより予測可能なものとするを挙げている。

途上国は、適応策や CDM など柔軟性メカニズムの拡大に関心はあるものの、自分たちの次期枠組みでの取り組みに関する議論の開始には、消極的な姿勢を示している。先進国と途上国の溝は深いままであり、厳しい交渉になることが予想される。

先進国は、途上国の取り組みに関する議論を行うことを見据えて、見直しの検討事項として、途上国も要望している CDM の拡大、途上国の森林削減抑制による排出削減など土地利用・土地利用変化と森林(LULUCF)の扱いの検討、技術移転と資金供与、適応策を提案してきている。また、その他の検討項目として、次期枠組みでバンカー油を含めるかどうか、改正議定書の発効要件の検討などが提案されている。

気候行動ネットワーク(CAN)も、世界全体の排出量を削減に転じていくためには、全主要排出国が参加する次期枠組みが必要だとしている。ただし、途上国は総排出量の削減でなくてもよいとしている。議定書と条約の実施について客観的に評価する必要があるとし、対話と議定書 3 条 9 項の特別作業部会(AWG)へ効果的な情報提供を行うためにも、議定書と条約に関する全ての条項を対象に見直しを行うことを提案している。また、見直しプロセスでの検討項目として、約束期間(5年ごとに区切った3つの約束期間)、技術移転と資金供与、柔軟性メカニズムの拡大、適応策、LULUCFの扱い、バンカー油などを挙げている。

見直し作業検討プロセスについて

先進国は、議定書 9 条のもとでの議定書見直し作業を COPMOP2 でスタートさせ、その後も継続したプロセスの中で進めること要請している。一方でブラジル、南アフリカは第 1 回目の見直し作業を COPMOP2 で終わらせ、今後の定期的な見直しについては、COPMOP で決定することを提案している。また、EU、ノルウェー、ニュージーランド、カナダは、COPMOP2 で第 9 条の見直しのための特別作業部会(AWG)を立ち上げることを提案。南アフリカは、事務局に対し、COPMOP2 での検討用に、絞り込んだ検討要素をとりまとめたテクニカルペーパーのとりまとめを提案。他の途上国は、具体的な提案をしていない。

一番詳細な提案を行っているのは、気候行動ネットワーク(CAN)である。EUなどの先進国同様、議定書 3 条 9 項の特別作業部会(AWG)と同等の第 9 条の見直しのための特別作業部会(AWG)を立ち上げ、継続した検討を要請している。第 9 条の見直しのための特別作業部会(AWG)では、第 1 段階の分析フェーズとして、最新の科学的知見による分析

と第 1 約束期間で得た教訓を検討し、これらの分析は 1 年以内に終了させたのち、第 2 段階の交渉フェーズを開始する。年に 2 回だけでは十分な検討ができないので、分析・交渉フェーズの両方で、会期間に会合をもち、かつ、テーマ別のサブグループを作り、それら通じて、検討を行うプロセスを提案している。

合意期日については、CAN は 2008 年末までを提案しているが、締約国はどこも具体的な提案をしていない。

その他のプロセスとの関係について

先進国は 3 条 9 項の特別作業部会 (AWG) とリンクさせることを提案しているが、ブラジルを除き、途上国は特に明言していない。ブラジルは、次期枠組みは先進国の義務だけを検討することを念頭においてか、9 条の見直し作業は、議定書 3 条 9 条で検討を進めているものとリンクさせず、簡単なものとすべきとしている。また、継続したプロセスの開始に反対している。

2. 先進国の更なる削減(議定書第 3 条 9 項)

COPMOP は、京都議定書の第 1 約束期間終了年 (2012 年) の少なくとも 7 年前には、次期約束期間における附属書 国 (いわゆる先進国) の義務の検討を始めなければならないと議定書 3 条 9 項に書かれていることをうけ、2005 年にモントリオールで開催された COPMOP1 で、その開始が決まったプロセスである。

COPMOP1 で、各国が、2006 年 9 月 1 日までに、このワークショップで扱うトピックについて意見を提出することになった。今回意見を提出したのは、フィンランド (EU 代表)、日本、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、南アフリカの 6 カ国。各国の意見は以下のとおり。

プレゼンの提案

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) もしくは関連する国際機関からのプレゼン以外に、EU、ノルウェーが、条約の究極の目標達成のための科学的な分析に基づいた排出削減経路に関するプレゼンの申し出をしている。日本は、究極の目標達成にふれつつ、温室効果ガスの削減可能性や削減能力の評価の必要性にも言及。削減可能性の評価に際しては、国際エネルギー機関 (IEA) で行われているセクター別エネルギー効率の評価を踏まえ、現実性のあるグローバルな削減可能性を積み上げるべきとしている。この件について IEA からのプレゼンテーションを提案。

プロセス

南アフリカは、2008 年までに合意するように提案。先進国では、日本だけが、本年 11

月の第2回特別作業部会(AWG2)のみならず、第3回、第4回特別作業部会(AWG3、AWG4)においても、ワークショップを開催することを提案している。

その他特別作業部会全体に対する意見

マレーシアは、先進国の対策に絞った形の検討を希望している。南アフリカは、気候変動の悪影響、炭素市場の安定化などを理由にあげ、予防原則、歴史的排出量をベースとした次期約束期間における先進国の大幅な削減目標の検討と合意を要請。EU、ノルウェー、日本、メキシコは、条約の究極の目標達成を念頭におき、先進国のさらなる削減義務だけではなく、それ以外の国々の義務に関する検討を考えている。

日本とメキシコは、具体的な次期約束期間の義務の種類や達成期間について提案。両国とも、法的拘束力のない義務、達成期間を5年以上(メキシコは8~10年)を提案している。また、日本は、絶対排出量ではない目標(例えば部門別エネルギー効率指標、CO2 効率指標)の検討も提案している。

(資料1)

議定書9条に関する各国意見のまとめ

全12カ国(附属書Iは7カ国、非附属書I<*印>は5カ国) + NGO (CAN) が意見を提出。

	国名・組織名	見直しの範囲		議定書9条に関するプロセス	他のプロセスとの関係	作業完了期日
		参加国の幅を広げること	その他(詳細な項目など)			
1	ブラジル*	想定せず	議定書9条2項に明記されているマンデートを超えない。	見直し作業は簡潔なものであるべき。当然、将来、議定書に書かれているように、定期的な見直し、締約国がコンセンサスで決定した日程で別途予定されるべき。	この見直し作業は、議定書の3条9項やダイアログで検討されている案件と重複したり、リンクしたりすべきではない。	言及なし
2	中国*	想定せず	附属書I国の温室効果ガスの排出削減抑制や資金および技術供与の義務に焦点をあてて行うべき。そして、非附属書I国が、京都議定書のもとの義務を実施する際に、直面する問題を確認する試みであるべき。適応も含める。	言及なし	言及なし	言及なし
3	フィンランド(EU)	想定	議定書の全ての条項と決定について見直しを行うべき。第2約束期間のために技術に必要な議定書の改定事項とは別に、京都メカニズム(特にCDM)の目的と効果、附属書A変更の可能性、LULUCFの扱い、バンカー油を含む可能性などについて検討必要。	COP/MOP2で開始し特別作業部会(AWG)を設置	9条で扱われる論点の多くは議定書3条9項のプロセスでも扱われる。9条の見直しと議定書の3条9項の特別作業部会(AWG)で行われる検討調整とで調整必要。COP/MOPがこの点を扱い、どうやって2つのプロセスを調和させていくか決めることが重要。	言及なし
4	アイスランド	想定	議定書3条9項で特別作業部会(AWG)での議論の中ですでに指摘されているものがある。LULUCFの扱いや柔軟性措置の役割についても見直しの中で検討すべき。	言及なし	議定書9条のもとの見直しは、議定書の3条9項特別作業部会(AWG)と密接に調和させたプロセスとして実施すべき。	言及なし
5	日本	想定	議定書3条9項に基づく議定書附属書Bの改正(非附属書I国、特に主要排出国の新たな行動を含む)、約束の期間、京都メカニズムのあり方など議定書全体を見直しにかかる要素。	議定書9条の見直しは、COP/MOP2において開始し、その後も本作業プロセスを継続していく必要がある。	議定書3条9項とダイアログについても、一体的に議論進めていくべき。	言及なし
6	マレーシア*	言及なし(想定せず)	国別報告書をもとに見直し作業を行う。国別報告書は、各締約国の進捗状況や成果を評価するためのたくさんの公平な要素や基準を提供してくれるから。	言及なし	言及なし	言及なし
7	ニュージーランド	想定	議定書の棚卸しを幅広く行う。議定書の強みと弱点、条約の究極の目標を達成するために現在の議定書の枠組みがどんな貢献をしているのかなどについて、検討。例えば、LULUCFなど特定の分野に関するルールの妥当性、削減義務の種類、条約の究極の目標に達成のため議定書がどのようによりよく貢献できるかなど、将来のためにどんな改善ができるかについて検討。	第1回見直しのための特別作業部会(AWG)を別途立ち上げる必要がある。	議定書の見直し作業は、3条9項の特別作業部会(AWG)とダイアログのプロセスと歩調を合わせることが重要。	言及なし

(資料1)

8	ノルウェー	想定	条約の究極の目標を達成するうえで議定書の役割、附属書Bに明記されている国数の増加を含めた附属書Bの妥当性、バンカー油の追加を含む附属書Aの検討、LULUFの扱い、京都メカニズムの目的と効果に関する見直しなどを検討。	COP/MOP2で開始しAGBMのような特別作業部会(AWG)の設置	議定書の3条9項の特別作業部会(AWG)での検討事項は議定書9条のもとでの見直しにも関連。9条のもとでの見直しと議定書の3条9項の特別作業部会(AWG)、そしてダイアログとの間に緊密な協調体制をつくり、重複や労力の浪費を避ける。	言及なし
9	ウズベキスタン	想定	詳細な項目(資料2参照)	言及なし	言及なし	言及なし
10	ベネズエラ*	言及なし(想定せず)	国別報告書は、議定書9条の実施を評価するために必要な背景を提供する資料。	言及なし	言及なし	言及なし
11	南アフリカ*	言及なし	見直し作業の範囲は、適応策の拡大、特に議定書10条(c)へ言及した形での、技術へのアクセス、その移転に対する障害への取り組み、そして、炭素市場と関連する柔軟性メカニズムの設計要素の改善に絞るべき。 構造的な要素の見直しで特に関心が高いものは、約束期間の長さ、排出部門と排出源、プロジェクトベースのCDMとプログラム、それに対する代替案としての部門別CDMの可能性、より大規模な技術移転を促す修正、たとえば、CDMの収益の一部を課徴金とすることを共同実施(JI)や排出量取引にも拡大するというものを検討することによって、適応のための資金の流れをより予測可能なものとする、こと、である。	定期的な見直し作業。事務局がCOP/MOP2のためにテクニカルペーパーをまとめる。	言及なし	言及なし
12	カナダ	想定	全ての関係する科学的情報が与えられ、決定を含む議定書全体をカバーするようなプロセスを通じておこなわれるべき。見直し作業に含めるべき具体的な項目は、将来の義務の構造、LULUCFの扱い、差異化と負担の分担、附属書B参加プロセスの簡素化の可能性と究極に目標に対する京都議定書の貢献の妥当性。	見直しは、特別作業部会(AWG)の形でおこなわれるべき。	見直し作業は、3条9項に関する特別作業部会(AWG)に情報提供する必要がある。	言及なし
13	気候行動ネットワーク(CAN)	想定	モントリオール行動計画に基づく全ての検討プロセスで、最近の科学的知見とそれによる分析、第1約束期間で得た教訓を検討すること確保。	議定書9条の検討の場合は、3条9項の特別作業部会(AWG)と同等の補助機関であることが重要。	議定書3条9項と9条の検討プロセスは、密接に相互に連結していると考えている。	2008年末まで
			議定書と条約の関連する全ての条項	分析フェーズは1年以内に終わらせ、次期枠組みの交渉に入ること。分析・交渉両方のフェーズで、会期間にも会合をもつこと。(例にAGBMを挙げる)	第2約束期間に継ぎ目なく移行するためには、2つの検討プロセスが、繰り返し検討することを避け、かつ将来の対策について整合性を保ちつつフェアな合意を確保するために、しっかりと連動していること、絶対排出量削減と柔軟性メカニズムという現在の京都議定書の構造に基づくものであること。第2約束期間のために必要な京都議定書改正に向かったものであること。整合性をもった2012年以降の法的文書として、最終的に1つの合意として融合すること。が不可欠。	
			その他詳細な項目(資料2参照)		3つの検討プロセスは、相互に情報を与え合うものでなければならない。そして、共に、気候変動問題の解決に向けた途方もない挑戦に対し妥当な、義務を伴う整合性ある単独合意のための交渉を促進しなければならない。	

(資料2)

京都議定書 9 条にもとづく議定書見直しに関する各国の意見

各国意見 詳細 (*は非附属書 締約国)

(1) ブラジル*

- ・ 京都議定書の 9 条に関する議論に貢献したい。特にどのように一番よい形で見直し作業を実施するかについて。

<見直しの範囲>

- ・ しかし、議定書 9 条に記されているように第 1 回見直しのマンデートは明確。その解釈について議論する必要はない。

<プロセス>

- ・ モントリオール行動計画に基づきすでに始まった議定書 3 条 9 項や対話のプロセスのことを考えると、包括的な案件はそこで検討されているので、議定書 9 条のもとでの見直し作業は簡潔なものであるべき。当然、次期、議定書 9 条 2 項に書かれているように、定期的な見直しは、締約国がコンセンサスで決定した日程で別途予定されるべきである。

<他のプロセスとの関係>

- ・ このような文脈において、議定書 9 条 2 項に明記されているマンデートを超えるいかなる動きも支持しない。さらに、この見直し作業は、議定書の 3 条 9 項や対話で検討されている案件と重複したり、リンクしたりすべきではない。

(2) 中国*

<見直しの範囲>

- ・ 見直しは、附属書 I 国(いわゆる先進国)の温室効果ガスの排出削減抑制や資金および技術供与の義務に焦点をあてて行うべき。そして、非附属書 I 国(いわゆる途上国)が、京都議定書のもとでの義務を実施する際に、直面する問題を確認する試みであるべき。
- ・ この見直しは、温暖化対策における技術や技術協力の重要性について焦点をあて、研究や開発における技術協力と技術供与の強化に関する提言を行うものであるべき。
- ・ 適応はこの見直しと一体した要素であるべき。
- ・ この見直しは、非附属書 I 国に対する新しい義務を導入するようなことにつながるべきではない。

<その他>

- ・ この見直しは、条約の 4 条 2 項(d)と 7 条 2 項(a)のもとでの見直しと連係して行うべきとされている。しかし、4 条 2 項(d)のもとでの見直しは 1998 年に始まったもののそれ以降停止してお

り、7条2項(a)は始まっていない。さらに、議定書を批准していない国もある中で行われる見直し作業は、実質的な進展につながったり、条約と議定書の実施に貢献したりするとは思えない。

(3) フィンランド(EU 代表)

- ・ 条約の究極の目標を達成するためには、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて2度未満に抑えなければならないと確信している。そして、2度の目標が完全に安全なレベルであると言えないことも認識している。
- ・ 最新の科学的な知見や IPCC は、この長期の温度目標を維持するためには、2050年に1990年比で少なくとも15%そして最大で50%の温室効果ガスを削減しなければならない。そして、そのためには、温室効果ガスの排出ピークをこの20年のうちに迎え、その後、大幅な削減を実現しなければならないとしている。
- ・ 9条のもとでの見直しをきっかけに、柔軟性メカニズムや土地利用・土地利用変化と森林(LULUCF)の扱いなど議定書の方法論に関するルールを評価しさらに議論をしていくことができる。
- ・ 議定書9条のもとでの見直しは、議定書3条9項に関する特別作業部会(AWG)での柔軟性メカニズムやLULUCFやその他関連する議論のベースをつくる上で、重要な役割を果たす。

<見直しの範囲>

- ・ 昨年、柔軟性メカニズムを通じた炭素相場が作りだされたことは、気候変動政策の中でも最も重要な進展の1つのである。そして、クリーン開発メカニズム(CDM)は、これを非附属書国にも広げた。次期柔軟性メカニズムは、主要な産業分野において、その投資判断を変える強いきっかけとなると確信している。
- ・ 見直しは、京都議定書とその環境十全性のさらなる強化のために、適切な行動をとるようCOPMOPに情報提供する必要がある。
- ・ 議定書の全ての条項と決定について見直しを行うべきである。第2約束期間のために技術に必要な議定書の改定事項とは別に、京都メカニズム(特にCDM)の目的と効果、附属書A変更の可能性、LULUCFの扱い、バンカー油を含む可能性などについて検討する必要がある。

<プロセス>

- ・ 議定書第9条にあるように、議定書の最初の見直しはCOPMOP2で行わなければならない。見直しする項目は、複雑で議論に十分な時間が必要。ゆえに、見直し作業の開始を遅らせることはできない。COPMOP2で見直しプロセスを開始させ、効率的な方法で完全な見直しを行う話し合いの場作るべき。見直し項目の重要性と複雑性を鑑み、話し合いの場は特別作業部会(AWG)にすべきと考える。

<他のプロセスとの関係>

- ・ 議定書 9 条で扱われる論点の多くは議定書 3 条 9 項の特別作業部会 (AWG) でも扱われる。COPMOP がこの点を扱い、どうやって2つのプロセスを調和させていくか決めることが重要である。
- ・ 議定書改正をまとめて 1 回だけすればよいようにするためにも、議定書 9 条の見直しの結果行われる検討と議定書 3 条 9 項の特別作業部会 (AWG) のもとで行われる検討と調整させる必要がある。

(4) アイスランド

< プロセス >

- ・ 議定書 9 条のもとでの見直しは、議定書の 3 条 9 項のもとで開催されている特別作業部会 (AWG) と密接に調和させたプロセスとして実施すべき。2つのプロセスで扱われる問題は、必然的に密接な相関関係にあるので。

< 他のプロセスとの関係 >

- ・ また、リソース(資金や人的資源など)をできるだけ効率的に使うことが重要。そして、2つのプロセスに関連する情報などに関するプレゼンを共同で行うというような機会を活用すべき。これらは、特に参加人数が少ない国の代表団にとっては助かる。
- ・ 議定書の見直しと条約の実施の強化を目的とした前向きなプロセスを考えている。そしてそれは、条約の究極の目標達成を探求するなかで、両方のプロセスを強化することになる。
- ・ 2013 年以降の新しい義務については議定書の改正が必要。

< 見直しの範囲 >

- ・ 見直しでカバーする問題については、議定書 3 条 9 項で特別作業部会 (AWG) での議論の中ですでに指摘されているものがある。LULUCF の扱いや柔軟性措置の役割についても見直しの中で検討すべき。

(5) 日本

- ・ 条約 2 条にある究極の目標を達成するためには、より実効ある長期的な温暖化対策をとることが不可欠。
- ・ IEA の報告によると 2050 年、世界の二酸化炭素排出量の 62% は非 OECD 国からのものとなると予測されており、附属書 国および非附属書 国双方の行動が必要。そのことを認識し、附属書 国の数値目標だけではなく、時代の変化に合わせた新しいビジョンとコンセプトが必要。

< プロセス >

- ・ 議定書 9 条の見直しは、議定書全体の見直しという重要性に鑑み、作業プロセスを COPMOP2 において開始し、その後も本作業プロセスを継続していく必要がある。

<他のプロセスとの関係>

- ・ 議定書3条9項と対話についても、一体的に議論進めていくべき。と同時に条約に基づく関連する検討とも連動させつつ見直しを行うことが必要。

<見直しの範囲>

- ・ 見直し作業では、議定書3条9項に基づく議定書附属書Bの改正、約束の期間、京都メカニズムのあり方など議定書全体を見直しにかかる要素を検討する必要がある。
- ・ 次期枠組みにいかなる要素や行動を盛り込むべきかを議論するには、科学的・実証的な分析を通じ、現実的な削減ポテンシャル、現在の取り組み状況の評価などを早急に行い、共通認識を形成することが重要。
- ・ また、長期に実効的な枠組みを作る上での新しいビジョンとコンセプトには、持続可能な開発の視点も重要。(経済発展と気候変動対策は、トレードオフではなく、co-benefits、synergies)。
- ・ 次期約束には、従来の数値目標とともに、条約の究極目的を実現するために、部門別エネルギー効率指標、CO2 効率指標などその他の目標が果たしうる役割についても検討すべき。ただし、従来の数値目標とその他の目標の整合性についても検討が必要。
- ・ 現行時議定書の附属書Bの改正が柔軟に行えるようにすべき。
- ・ 現行の京都議定書の5年間に比べて長期の目標と目標達成状況の定期的なレビューを組み合わせた枠組みが適当。基準年の置き方にも再検討。
- ・ 非附属書 国、特に主要排出国の新たな行動についても見直しの範囲に入れる必要がある。
- ・ 非附属書 国においても、部門別の効率向上、優良政策措置の共有などを進めることは有益。非附属書 国の行動を促進するような国際的協力を行うためにも、次期の排出トレンドの検証を行うことが必要。
- ・ 議定書未締約国の参加を確保した実効性ある枠組みが構築されるべき。
- ・ 目標達成ができなかった場合に罰則に重きを置くのではなく、目標の達成を助けるような国内実施措置等に関する助言や促進・支援に重点を置く制度にすべき。
- ・ 持続可能な開発に不可欠な気候変動に対する適応能力の向上のため、開発協力期間、国際金融機関との一層の協力が必要。
- ・ 実効性ある長期的な枠組みのためには、適応策をバランスよく盛り込む必要がある。
- ・ 技術移転に関しては、先進国からの技術移転が、商業ベースも含めかなりの規模で実現しつつある現実をこの見直しの背景として認識すべき。
- ・ CDM の改革とさらなる推進が継続されるべき。大幅な見直しが必要。
- ・ バブルについても、衡平性、実効性の観点から見直しを検討すべき。
- ・ バンカー油も含めるべく、ICAO、IMO、IPCC と関係しつつ条約に基づく検討を加速すべき。
- ・ 改定議定書の発効要件には、国の数だけではなく改正議定書を締結した国の排出量も勘案

すべき。

(6) マレーシア *

<見直しの範囲>

- ・ 国別報告書をもとに見直し作業を行う。国別報告書は、各締約国の進捗状況や成果を評価するためのたくさんの公平な要素や基準を提供してくれる。

(7) ニューゼーランド

- ・ 議定書交渉以来、2007年にIPCC第4次評価報告書が発表され温暖化に関する科学的なそして経済的な研究の両方が進んでいる。京都議定書を批准した付属書 締約国は、世界全体の排出量を削減に転じさせていく責任がある。しかし、現状では議定書の効果には限界があり、気候変動問題に対し、国際的レベルで効果的な対策をするためには、全ての国ができる限りする必要がある。条約のもとでの対話を通じて、次期に向け協力体制の改善を模索している。などという理由で、議定書 9 条に定められたマンデートに加え、議定書の見直しは、時機がよく、重要。

<見直しの範囲>

- ・ この見直しでは、気候変動の最新情報、導入可能で効果的な政策・対応措置を踏まえて、議定書の棚卸しを幅広く行うべき。
- ・ 議定書の強みと弱点、条約の究極の目標を達成するために現在の議定書の枠組みがどんな貢献をしているのかなどについて、検討すべき。
- ・ 棚卸しで得た教訓を検討し、手元にある最新情報を見て、今回の見直しでは、必要であれば、議定書の改正を通じて、次期のために何を改善できるかについて目を向けるべき。
- ・ 例えば、LULUCF など特定の分野に関するルールの妥当性、削減義務の種類、条約の究極の目標に達成のため議定書がどのようによりよく貢献できるかなど、次期のためにどんな改善ができるかについて検討すべき。

<プロセス>

- ・ 第1回見直しのための特別作業部会(AWG)を別途立ち上げる必要がある。
- ・ 特定の仕事は適切な補助機関を指定してできるだろうが、見直し作業の重要性を考慮すると、既存の補助機関の仕事としては適当ではない。

<他のプロセスとの関係>

- ・ 3つ(議定書 9 条、議定書 3 条 9 項、条約の対話)のプロセスは相互に支援しあうもの。議定書の見直し作業は、3 条 9 項の特別作業部会(AWG)と対話のプロセスと歩調を合わせることに重要である。

(8) ノルウェー

- ・ 条約の究極の目標を達成するためには、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて2度未満に抑えなければならない。世界の平均気温の上昇を2度未満に抑えるためには、今世紀中ごろまでに、世界全体の温室効果ガス排出量を1990年比で50%削減しなければならない。
- ・ 京都議定書の排出削減目標をもっている国全体の温室効果ガス排出量は、世界全体の排出量の30%に相当し、相対的に見てその量は減ってきている。これによって、単に京都議定書の削減目標をもっている国の排出削減目標を強化することが、我々が直面している気候変動問題の対策として適当ではないことがはっきりとわかる。このようなことを議定書の見直しを行う背景として考慮すべき。

<見直しの範囲>

- ・ 条約の究極の目標を達成するうえでの議定書の役割、附属書Bに明記されている国数の増加を含めた附属書Bの妥当性、バンカー油の追加を含む附属書Aの検討、LULUFの扱い、京都メカニズムの目的と効果に関する見直しなどを検討すべき。

<プロセス>

- ・ 議定書第9条にあるように、議定書の最初の見直しはCOPMOP2で行わなければならない。見直しで検討すべき項目の多くは複雑なものが多い。COPMOP2で見直し作業を終了されるのは難しいと考える。
- ・ COPMOP2で見直し作業は開始すべき。また、議定書の第1回目の見直しは、ベルリンマンデート特別作業部会(AWG)で行われた条約の第1回目の見直しと同じようなものである。京都議定書の見直しを行うための特別作業部会(AWG)の設置を支持する。

<他のプロセスとの関係>

- ・ 議定書3条9項の特別作業部会(AWG)での検討事項は9条のもとでの見直しにも関連している。9条のもとでの見直しと議定書3条9項特別作業部会(AWG)、そして条約のもとでの対話のもとで開催されるワークショップとの間に緊密な協調体制ができれば、重複や労力の浪費を避けられる。
- ・ 議定書9条の見直しと3条9項の特別作業部会(AWG)が連携させられれば、議定書改正をまとめて1回だけにすませられる機会を作り出すことができる。そしてそれは、改定議定書の批准・発効プロセス効率化することにもなる。

(9) ウズベキスタン

<見直しの範囲>

- ・ 以下の要素を検討することを提案する。(議定書3条9項での検討項目とほぼ同じ)
 - 大気中の温室効果ガスの濃度の安定化シナリオ

- それらのシナリオに沿った起こりうる悪影響
- 影響と適応のコスト
- 排出トレンドとそれらの社会経済的な動き(2020年、2030年、2050年、2080年)
- 政策措置そして技術などの対応策のポテンシャル
- 世界規模そして地域規模での(Win-Winの選択肢を含む)排出削減コストと利益
- 分野別の分析と競争力への影響
- 政策と措置の実効性
- 分野と排出源の見直し
- 柔軟性メカニズムの実効性と貢献度
- 柔軟性メカニズムの問題と障壁
- 条約の附属書 国に対する次期義務の達成期間
- 分野別アプローチと途上国への気候変動緩和・適応策に関する支援を利用した、京都議定書の附属書 B 国に対する排出抑制・削減義務数値目標
- 技術開発、技術配備、技術供与に対するさらなるインセンティブ
- 現在の約束期間と次の約束期間との間に間があかないようにするための、改正附属書 B の発効

(10)ベネズエラ*

- ・ 議定書 9 条のもとでの第 1 回見直しを支持する。

<見直しの範囲>

- ・ 見直しの準備の一環として、ナイロビ会議の少なくとも 2 ヶ月前に、京都議定書締約国(特に附属書 国)の国別報告書全てを電子版にして、各締約国に配布すべきである。国別報告書は、議定書 9 条の実施を評価するために必要な背景を提供する資料となる。

(11)南アフリカ*

- ・ COPMOP2 で行われる見直しは、最新の気候変動やその影響、そして、適切な技術、社会経済に関する科学的な情報や評価に基づくものでなければならない。

<プロセス>

- ・ COPMOP 決定は、定期的な間隔がどれくらいであるべきかという合意に基づき、次期の定期的な見直しの時間も示すことができる。

<見直しの範囲>

- ・ COPMOP2 の翌年以降に、IPCC 第 4 次評価報告書(AR4)を含む、9 条の見直し作業に関連する新しい化学的、技術的、社会経済的な情報が発表されるという事実を踏まえ、第 1 回目の見直しの範囲は制限をかけたほうが望ましい。
- ・ COPMOP2 における 9 条の見直し作業の範囲は、適応策の拡大、特に議定書 10 条(c)

へ言及した形での、技術へのアクセス、その移転に対する障害への取り組み、そして、炭素市場と関連する柔軟性メカニズムの設計要素の改善に絞るべきである。

- ・ たとえ京都議定書の実施によって得られた経験が短いものであっても、途上国にとって特に関心が高い構造的な要素の見直しには、重要なものである。具体的には、 約束期間の長さ、 排出部門と排出源、 プロジェクトベースの CDM とプログラム、それに対する代替案としての部門別 CDM の可能性、 より大規模な技術移転を促す修正、 たとえば、CDM の収益の一部を課徴金とすることを共同実施(JI)や排出量取引にも拡大するということを検討するによって、適応のための資金の流れをより予測可能なものとする、こと、である。

<プロセス>

- ・ 次の見直しに関する決定は、COPMOP2で採択すべきである。
- ・ 見直しの効果を最大限にするために、事務局は、COPMOP2に間に合うような形で、締約国が検討するため用に、上記のような焦点を絞るべき範囲を示したテクニカルペーパーをまとめるべきである。
- ・ テクニカルペーパーは、特に、IPCC の第3次評価報告書、2005年エクセター会議報告書「危険な気候変動を避けるために」、スターン・レビュー「気候変動の経済」、IEA のエネルギー見通し2006年版、2006年世界銀行報告書「Managing Climate Risk」、2003年 Vulnerability and Resource Group の貧困と気候変動に関する報告書、TERI や ERC のような学術機関による研究、そして、特にアジア太平洋パートナーシップやグレンイーグルス行動計画など様々な技術的イニシアティブのもと行われている活動に基づいてまとめられることができる。

(12)カナダ

<プロセス>

- ・ 議定書の見直しプロセスの中で行われる作業は COPMOP2 で設立される継続性のあるプロセスの中で行われるべきである。

<他のプロセスとの関係>

- ・ この見直し作業は、3条9項に関する特別作業部会(AWG)に情報提供する必要があるだろう。議定書9条のもとで関連する分析が行われないと、3条9項に関する特別作業部会(AWG)の作業をタイミングよく進めることが、困難になるであろう。

<見直しの範囲>

- ・ 9条のもとでの見直しは、全ての関係する科学的情報が与えられ、決定を含む議定書全体をカバーするようなプロセスを通じておこなわれるべきである。見直し作業に含めるべき具体的な項目には、次期の義務の構造、LULUCFの扱い、差異化と負担の分担、附属書B参加プロセスの簡素化の可能性と究極に目標に対する京都議定書の貢献の妥当性があるであろう。

< プロセス >

- ・ 焦点を絞った方法で、見直しプロセスを前進させるために、見直しは、特別作業部会の形でおこなわれるべきである。

(13) 気候行動ネットワーク(CAN)

- ・ 最新の科学的知見によると、地球の平均気温の上昇ピークを産業革命以前に比べ 2 未満に抑える続けることは、UNFCCC 第 2 条(究極の目標)と一致することになると考える。そのためには、世界全体の排出量はピークを 2015 年までに迎え、削減に転じさせていかなければならない。今から 5 年から 10 年対策が遅れると、同じ目的を達成するのに、さらに大幅な削減と高いコストを支払わなければならない。
- ・ 途上国のフェアな排出削減枠を確保するためには、先進国は 2020 年までに少なくとも 30 ~ 35%削減しなければならない。危険な気候変動は、先進工業国の対策だけでは避けられないことは明らかである。条約の平等、歴史的責任、対応能力の原則に基づいた途上国による差異ある適切な対応が必要である。
- ・ 京都議定書は、法的拘束力のある排出削減目標や柔軟性メカニズムの利用、5 年ごとの継続した約束期間など、気候変動問題を解決するための挑戦に必要な中心要素を含んでいる。公平で環境保全効果のある次期約束期間に関する合意には、拡張が必要である。より幅広い国の参加を可能とするような、差異ある異なったタイプの対策を含む議定書の構造の拡張である。新しいそして拡張した柔軟性メカニズムは、技術や資金供与を推進するためにも必要である。
- ・ 次期枠組みの合意は、国内対策による先進国のさらなる総排出量削減、全主要排出国の参加、気候変動の影響に対する適応対策の拡大という 3 つの基礎となる要素を元に形成されなければならない。

< 他のプロセスとの関係 >

- ・ 議定書 3 条 9 項と 9 条の検討プロセスは、密接に相互に連結していると考えている。2013 年以降の枠組みの合意は、これら 2 つの話し合いが成功するかどうか依存しているからだ。ゆえに、議定書 9 条の検討の場は、3 条 9 項の特別作業部会と同等の補助機関であることが重要である。
- ・ 第 2 約束期間に継ぎ目なく移行するためには、2 つの検討プロセスが、繰り返し検討することを避け、かつ次期の対策について整合性を保ちつつフェアな合意を確保するために、しっかりと連動していること、絶対排出量削減と柔軟性メカニズムという現在の京都議定書の構造に基づくものであること。第 2 約束期間のために必要な京都議定書改正に向かったものであること。整合性をもった 2012 年以降の法的文書として、最終的に 1 つの合意として融合すること。が不可欠である。
- ・ 3 つ目の 2013 年以降の枠組みの検討プロセスである、条約のもとでの対話も、2013 年以降の枠組みに関する議論の注目すべき構成要素であり、このプロセスにおける前向きな結果は、

議定書3条9項と9条の議論を前向きなものとする。3つの検討プロセスは、相互に情報を与え合うものでなければならない。そして、共に、気候変動問題の解決に向けた途方もない挑戦に対し妥当な、義務を伴う整合性ある単独合意のための交渉を促進しなければならない。

<見直しの範囲>

- ・ モントリオール行動計画に基づく全ての検討プロセスで、最近の科学的知見とそれによる分析、第1約束期間で得た教訓を検討すること確保してほしい。健全で、効果的でバランスのとれた方法で、情報を提供することによって、それらの情報は、対話と議定書3条9項の検討プロセスの両方に利益をもたらす。
- ・ 議定書9条は、これらの情報をまとめるよい機会である。そして、締約国の決定により、情報のとりまとめを要請することができる。これは、議定書と条約の関連する全ての条項対するもので、締約国がどのように対策を行い、議定書と条約を実施してきたかを客観的に評価するすばらしい機会となる。CDM、適応、絶対排出量削減、技術移転に関する条項に関するものであっても、科学的な分析が、条約もしくは議定書のもとでのあらゆる交渉もしくは議論のベースとなるべきである。

<プロセス>

- ・ この分析フェーズは1年以内に終わらせ、次期枠組みの交渉に入ること。分析・交渉両方のフェーズで、会期間に会合をもつこと。これらの検討は、テーマ別のサブグループ作りそれらを通じて行えば、最も効率的にかつ効果的に成果を挙げることができると思う。これらの会合の参考のために、京都議定書を検討するため、ベルリンマンデート特別会合が2年半にわたり8.5回開催されたことをあげておく。
- ・ 全締約国や関係者が参加できるよう、分析・交渉両方のフェーズの作業計画は、うまく計画し、かつ、人的・金銭的資源を十分に確保したものである必要がある。検討プロセスは、最大限透明性を確保した形で行われなければならない。そして全ての関連文章はUNFCCCのウェブサイトに掲載されなければならない。
- ・ 第1約束期間と第2約束期間との間に間をあげないようなタイミングで交渉を終了させるためにも、これらの分析・交渉は、迅速におこなわれなければならない。国際社会が継続して温室効果ガスの排出削減をしていくことを炭素市場に示すためにも、間をあげずに約束期間が継続することが必要である。
- ・ マラケシュ合意の交渉後、発効に3年半を要した京都議定書の経験に基づき、2013年以降の枠組みに関する合意は2008年末までに終了する必要がある。

<見直しの範囲>

- ・ モントリオール行動計画のもとでの全ての検討プロセスが健全な科学に基づくものにするために、現在そして次期さらなる情報が必要となる主要な要素を洗い出した。どのようにこの情報を締約国の疑問に答えるために活用するかは、のちほど機会が来たときに答えたい。今は、

重要なのは、この情報が全ての締約国に簡単にアクセスしやすい方法で提供することを確保することで、議定書 3 条 9 項や対話のプロセスにおいて、適切なタイミングで活用されるはずである。

- ・ 議論されるべき要素としては以下のようなものが考えられる。
 - 排出削減量を検討する際、条約第 2 条(究極の目標)を考慮すること
 - 5 年ごとに区切った 3 つ約束期間(2013 ~ 2017、2018 ~ 2022、2023 ~ 2027)の検討
 - 排出削減目標は国別にすること
 - 途上国は総排出量の削減でなくてもよい。
 - 新柔軟性メカの導入と既存の柔軟性メカの拡大(部門別目標、SD-PAMs など)
 - 技術移転と資金メカニズム
 - 法的または構造の問題
 - 科学的な算定方法や方法論
 - LULUCF(熱帯雨林の森林破壊による排出のカウント方法と、第 2 約束期間における排出削減量の扱いなど)
 - 適応(温暖化の影響を受ける国々に対する、先進国による支援、補償基金など)
 - バンカー油

参考文献

- ・ 京都議定書 9 条にもとづく議定書見直しに関する各国の意見
FCCC/KP/CMP/2006/Misc.3、 Misc3.Add.1
<http://unfccc.int/resource/docs/2006/cmp2/eng/misc03.pdf>
<http://unfccc.int/resource/docs/2006/cmp2/eng/misc03a01.pdf>
- ・ 京都議定書 9 条にもとづく議定書見直しに関する気候行動ネットワークの意見
<http://unfccc.int/resource/docs/2006/smsn/ngo/022.pdf>

(資料3)

**京都議定書のもとでの附属書 締約国のさらなる義務に関する
特別作業部会(AWG)のワークショップで扱うトピックに関する各国の意見**

フィンランド(EU 代表)

- ・ 2 に関する科学、世界全体の排出削減経路、世界全体で考えた場合の対策と附属書 国の排出削減経路についてプレゼンをしたい。
- ・ 現在京都議定書の附属書 B 国に関わっている削減義務を負う先進国で、京都議定書を批准した国だけでは、気候変動を防ぐことはできないという兼ね合いからも、附属書 国の義務は、条約の究極の目標を達成するために必要な世界全体の対策において重要である。

日本

- ・ 3条9の議論は、条約2条の究極目的を実現するため行われるべきものであり、議定書附属書Bの改正だけでなく、約束の期間、京都メカニズムのあり方など、その他の要素と一体的に検討する必要がある。このため、長期的協力のための行動に関する対話や9条見直しとともに、一体的に議論されるべき。
- ・ ワークショップでは、特別作業部会(AWG)の次期の作業計画に添付されたりリスト(Annex)のうち、そのような情報の収集・分析に役立つ内容について検討を行うべき。この検討においては、国際エネルギー機関(IEA)や気候変動に関する政府間パネル(IPCC)などの機関による最新の情報及び分析、具体的には2007年のIPCC第4次評価報告書などを適宜インプットし、次期約束の議論に反映していく必要がある。
- ・ 以上のように、特別作業部会(AWG)における検討課題、議定書9条見直しにおける検討課題、2007年以降の新たな情報のインプットに鑑み、本年11月の第2回特別作業部会(AWG)のみならず、第3回、第4回特別作業部会(AWG)においても、ワークショップを開催し、全ての締約国間における当該情報の共有を図っていく必要がある。
- ・ 条約の究極目標実現のためには、長期的な視野での継続的取組みの強化が不可欠であり、京都議定書の5年に比してより長期の目標と、目標達成状況についての定期的な見直しを組み合わせる枠組みが適当。
- ・ 議定書に基づく次期約束については、従来の数値目標とともに、条約の究極目的を実現するために、その他の目標(例えば部門別エネルギー効率指標、CO₂効率指標)が果たしうる役割についても検討すべき。その際、従来の数値目標とその他の目標の整合性について検討する必要がある。
- ・ 温室効果ガスの削減可能性や削減能力の評価も必要。削減可能性の評価に際しては、IEAで行われている部門別エネルギー効率の評価を踏まえ、現実性のあるグローバルな削減可能性を積み上げるべき。また、この評価について、ナイロビのワークショップの場でIEAからプレゼンテーションを行うことは有益。
- ・ 温室効果ガスの排出量の削減を進めるためには、附属書 諸国の次期約束の

議論のみならず、短期的には既存技術の移転・普及、中長期的には革新的技術の開発・移転・普及が鍵。部門別にエネルギー効率やCO2効率についてきめ細かくベンチマークを作るとともに、ベストプラクティスを特定する取組みが重要。

マレーシア

- ・ プレゼンの要請は、附属書 国からを想定したものであったので、プレゼンはしない。
- ・ 特に京都議定書の第3条1項を遵守のための附属書 国の進展や成果などに関する情報が提供されるのであれば、このワークショップを支持する。

メキシコ

- ・ 法的拘束力のない約束の採択
- ・ 第1約束期間と次の約束期間に間が空かないこと
- ・ 不確実性を減らし、市場を安定化させ、技術革新を強化するためにも、約束期間は現在の5年間に代わって、8～10年といったより長い期間を第2約束期間として採択すること
- ・ 京都議定書のもとの附属書 国の努力に関する分担と大きさは別にする。京都議定書のもとの義務の配分はわかりづらく、EUの分担などを参考に検討すべき。大きさは配分とは関係なく交渉されるべき。
- ・ 京都議定書のもとの附属書 締約国の義務の大きさは、長期目標に達成に向かったものであるべき。作業部会は、環境十全性を確保しつつ、いくつかの途上国の義務強化の可能性や現在の柔軟性メカニズムを補足する新しい柔軟性メカニズムの議論など議定書3条9項の範囲を超える決定に関する協商を通じて、約束の大きさを増やす方法を考案できるかもしれない。

ノルウェー

- ・ 条約の究極の目標の数量化、環境目標をベースとした世界全体の排出削減経路、ノルウェーにおける大幅排出削減達成のための技術的な機会についてプレゼンをしたい。

南アフリカ

- ・ このプロセスでは、条約の原則である予防的なアプローチをとるべきである。これは、条約と議定書を導いた原則でもある。
- ・ 特に議定書3条9項の核となる、条約の附属書 国のさらなる義務の検討とよばれている対策を実施するための科学的ベースは、深刻な影響や不可逆的な被害がでるという認識するところからはじまっている。もし、附属書 国のさらなる義務が意欲的なものでなかったら、気候変動の悪影響は全ての国、しかし多くは後発発展途上国に及ぶであろう。そして、それらの多くはアフリカにあるのだ。このような状況において、附属書 国の排出トレンドは、途上国の大いなる懸念である。COP12、COPMOP2のためにアフリカで会議を開く。もし気候変動が防げなかったら、何百万もの命が危険にさらされるということは、早急に対策をとる十分な根拠となる。これは、特別作業部会(AWG)の作業を2008年までに完了させると

いうことを意味する。

- ・なぜ早急な対策が必要かという2番目の理由は、炭素市場の安定化である。炭素市場の効果的な運用は、できるだけ低いコストでグローバルな利益を確保するというコスト効率性を確保するために不可欠である。これに関して、「カーボン2006」という炭素市場に関する報告書を紹介したい。クリーン開発メカニズム(CDM)は推計で397MtCO₂e、EU 排出量取引制度(ETS)は362MtCO₂e、そして、共同実施(JI)は28MtCO₂e である。量で見ると、CDMは最大の炭素市場となっている。第1約束期間の削減目標の達成するにあたり、どのような面で、CDMが附属書 国を援助しているのかについて関心をもっている。
- ・炭素市場は、収益の一部が適応基金に流れるという意味で、適応にとっても重要である。「カーボン2006」という報告書によると、取引されたCDMの認証排出削減量(CER)190億。その2%は、3800万ユーロに相当する。これらは2006年4月に特別気候変動基金に拠出された金額よりも大きい。
- ・すでに起こっている気候変動のリスクや早急な対策を考えると、全ての問題に関する不確実性を早急な対策を延期する理由にはならない。決定する必要のないほかの問題をとりあげないで、議定書3条9項の決定(1/CMP1)によって設定された時間割の中で、情報を集め、すでにわかっていることをもとに描いていくことが可能であると考えている。
- ・いくつかの附属書 国や地域の経済統合組織が特定の数値を議論のテーブルにあげてきていることを歓迎する。可能な次期の排出削減量の幅を裏付ける情報を理解することを心待ちにしている。次期約束期間における附属書 国の排出削減数値目標を決めるために使われる情報についてさらに知りたい。他の附属書 国もこれらの例を続き、たとえ不確実性があっても、特定の数値を示すことを奨励したい。
- ・安定化のシナリオについては、附属書 B 国が事前に提供した情報に慎重に耳を傾けている。そして、年間の排出量が世界全体の小さい割合でしかないという趣旨を繰り返していることに気づいている。これらの意見は、例えば、年間の排出量というよりも、累積の排出量(歴史的排出量)に対する相対的な貢献度の比較といった見方にする必要がある。これは、過去そして次期の両方で行うことができる。もっと一般的にいうと、次期の排出シナリオは、年間などが蓄積なのか、絶対排出量なのか相対排出量なのか、どの排出源なのか、どのガスなどかなど、何を比較するかによる。

参考文献

- ・京都議定書のもとでの附属書 締約国のさらなる義務に関する特別作業部会(AWG)ワークショップ扱うトピックに関する各国のサブミッションについて
FCCC/KP/AWG/2006/Misc.2、Misc2.Add.1
<http://unfccc.int/resource/docs/2006/awg2/eng/misc02.pdf>
<http://unfccc.int/resource/docs/2006/awg2/eng/misc02a01.pdf>